

令和6年第2回九戸村議会臨時会会議録

令和6年5月23日(木)

午前10時 開会 開議

◎議事日程(第1号)

- 日程第1 上村昇議員の議席の指定
- 日程第2 上村昇議員の常任委員の選任
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議案第1号 九戸村税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第6 議案第2号 九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第7 議案第3号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第8 議案第4号 九戸村水道事業給水条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第9 議案第5号 九戸村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第10 議案第6号 令和5年度九戸村一般会計補正予算(第10号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第11 議案第7号 令和5年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第12 議案第8号 令和5年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第13 議案第9号 令和5年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第14 議案第10号 令和5年度伊保内財産区特別会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第15 議案第11号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴い損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて
- 日程第16 議案第12号 川向集落施設新築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第17 議案第13号 令和6年度九戸村一般会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第14号 令和6年度九戸村水道事業会計補正予算(第1号)

◎出席議員（11人）

1番	大崎	優一	君	7番	上村	昇	君
2番	久保	えみ子	君	8番	岩渕	智幸	君
3番	渡	保男	君	9番	保大木	信子	君
4番	川戸	茂男	君	10番	古舘	巖	君
5番	中村	國夫	君	12番	桂川	俊明	君
6番	坂本	豊彦	君				

◎欠席議員（1人）

11番 高崎 覺志 君

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	大久保	勝彦	君	
教	育	長	高橋	良一	君
総務課長兼					
IJU戦略室長					
中	奥	達也	君		
会計管理者					
兼税務住民課長					
野辺	地利	之	君		
保健福祉課長					
浅水	涉	君			
産業振興課長					
川原	憲彦	君			
地域整備課長					
関口	猛彦	君			
教育次長					
松浦	拓志	君			
地域整備課主幹					
兼水道事業所長					
上村	浩之	君			

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局	長	柳平	善行
主	任	山本	猛輝

○議長（桂川俊明君） おはようございます。

4月14日に行われました九戸村議会議員補欠選挙後の初めての議会となります。当該選挙において当選されました上村 昇議員を、ここで紹介いたします。

上村 昇議員、ご登壇願います。

（7番 上村 昇議員登壇）

○7番（上村 昇君） ただ今、ご紹介を受けました上村 昇でございます。行政区は荒谷でございますが、このほど村民の皆さんから力強いご支援をいただき、九戸村議会に参加することになりました。この職務の重大さを痛感しつつ、誠心誠意、努力してまいり所存でございます。

何卒ご指導ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、一言ごあいさつとさせていただきます。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

（7番 上村 昇議員降壇）

○議長（桂川俊明君） 次に、同日に行われました九戸村長選挙において当選されました大久保勝彦村長から、ご登壇の上、ごあいさつをいただきます。

村長

（村長 大久保勝彦君登壇）

○村長（大久保勝彦君） 4月20日付けで、第8代九戸村長に就任いたしました大久保勝彦でございます。任期満了に伴う九戸村長選挙は、4月14日投開票が行われまして村民の皆さまをはじめ、各方面の方々から力強いご支援を賜り、初当選をさせていただき、このたび村政の重責を担うこととなりました。皆さまから寄せられました信頼と期待に応えるべく、対話と信頼、納得と共感の村政を実現するため、誠心誠意、迷いなく、覚悟を決めて取り組んでいく決意でございます。

少子高齢化、人口減少の進展に伴って、まさに九戸村のあり様、地域の姿が大きく変わろうとしている時期を迎えていると感じております。そのほかにも村政課題が山積している中でのむらづくりは、対話と信頼、納得と共感の下に、村政を進めていくことが現在の九戸村において、求められていることだというふうに思っております。

これまで九戸村で行われてきました良い制度はさらに充実させ、足りないところ、見直しをすべきところは見直しをして、まずは村民の皆さまが将来に不安を感じることなく生活ができること、そして幸せになっていただきたいというふうに考えております。すべての村民の皆さまが、「九戸村で暮らして良かった」と思えるむらづくりに取り組んでまいります。

また、議会との対話を重視しながら、議員の皆さま方からは、ご理解と叱咤激励をいただきながら、村政を進めてまいりたいと考えております。夢と希望のある村づくりを、議会と執行者が両輪となって進めてまいりましょう。どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

(村長 大久保勝彦君降壇)

◎開会の宣告（午前 10 時 05 分）

- 議長（桂川俊明君） ただ今から、令和 6 年第 2 回九戸村議会臨時会を開会いたします。
-

◎開議の宣告（午前 10 時 06 分）

- 議長（桂川俊明君） ただ今の出席議員は、11 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、11 番、高崎覺志議員から欠席の届け出がありました。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（桂川俊明君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

次に、5 月 23 日付けで、村長からの送付議案は、別紙議案一覧表のとおり、14 件であります。

議案は、お手元に配布のとおりであります。

◎上村 昇議員の議席の指定

- 議長（桂川俊明君） これから、本日の議事日程に入ります。

日程第 1、「上村 昇議員の議席の指定」を行います。

今回当選された上村 昇議員の議席は、会議規則第 4 条第 2 項の規定によって、7 番に指定します。

◎上村 昇議員の常任委員の選任

- 議長（桂川俊明君） 日程第 2、「上村 昇議員の常任委員の選任」を行います。

お諮りいたします。上村 昇議員の常任委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、産業民生常任委員に指名したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、上村 昇議員の常任委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、産業民生常任委員に選任することに決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（桂川俊明君） 日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、10 番、古館 巖議員。1 番、大崎優一議員。2 番、久保えみ子議員の 3 人を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（桂川俊明君） 日程第 4、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期について、議会運営委員長からの報告は、本日 1 日間であります。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、本臨時会の会期は、本日 1 日間に決定いたしました。

◎議案第 1 号から議案第 14 号までの一括上程・説明

○議長（桂川俊明君） お諮りいたします。

日程第 5、議案第 1 号「九戸村税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」から、日程第 18、議案第 14 号「令和 6 年度九戸村水道事業会計補正予算(第 1 号)」までの議案 14 件を一括議題とし、一括で提案説明を求め、質疑、討論、採決は、議案 1 件ごとに行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 5、議案第 1 号から日程第 18、議案第 14 号までの議案 14 件は、一括議題とし、一括で提案説明を求めて、質疑、討論、採決は議案 1 件ごとに行うことに決定いたしました。

日程第 5、議案第 1 号「九戸村税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」から、日程第 18、議案第 14 号「令和 6 年度九戸村水道事業会計補正予算(第 1 号)」までの議案 14 件を、一括して議題といたします。これより、提案理由の説明を求めます。

それでは、議案第 1 号から順次、説明を願います。

それでは、議案第 1 号から第 3 号までの 3 件。税務住民課長

○税務住民課長（野辺地利之君） それでは、議案第 1 号「九戸村税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」をご説明いたします。

九戸村税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりまして、議会の承認を求めるものでございます。

令和6年5月23日提出。九戸村長 大久保勝彦

ページをめくっていただきまして、次のページが専決処分書でございます。そして、その次のページが専決処分させていただきました条例の改正条文となります。

改正内容につきましては、今回、改正されました法令に合わせて改正したものでございます。具体的な内容につきましては、条例改正文の次に添えております新旧対照表によりご説明申し上げます。説明に当たりましては、右側改正後の条番号で説明を進めさせていただきたいと思っております。

それでは、新旧対照表1ページをご覧ください。このページの第51条、第71条、第139条の3。これらの改正については、それぞれ村民税、固定資産税、特別土地保有税の減免に関し、職権による減免を可能とする規定を追加するものです。

次に、2ページの中ほど、附則の部分です。第5条の2として、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例を新たに追加するものです。これは、令和6年能登半島地震の発生が令和6年1月1日であったことから、本来であれば来年の2月から3月にかけて行われる令和6年中の住民税の申告の際に、災害によって資産に損害を受けたとして雑損控除を受けることができるわけですが、特例として、令和5年中の雑損控除として所得控除を受けることができるものがございます。

次に、3ページをご覧ください。第6条は、地方税法附則の条番号が改正となったことに伴い、対応する部分を改正するものです。

その下、第7条の5、令和6年度分の個人の村民税の特別税額控除から13ページの第8条までは、個人住民税の所得割額から定額として1万円を減税する、いわゆる定額減税に関する規定を新設および改正するものです。

次に13ページ、下のほうですが、第10条の2第14項は、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置に関し、特定のバイオマス発電設備について特例の割合を新たに規定し、併せて項ずれに伴う項番号の改正を行うものがございます。

次に、14ページの下の方です。第10条の3は、特定の要件を満たした新築認定長期優良住宅について、申請書の提出がない場合でも要件に該当すると認められる場合には、固定資産税の減額措置を適用できるとする規定を第3項として新たに設け、第4項以降は項ずれの改正を行うものです。

次に、17ページをご覧ください。第11条から20ページの第13条までは、固定資産税の土地の負担調整措置について、現在、令和5年度までとなっているものを3年間延長し、令和8年度までとするものがございます。以上が改正の具体的な内容でございます。

改正条文の7ページに戻っていただきまして、附則でございます。第1条として、施行期日ですが、この条例は、令和6年4月1日から施行します。第2条には、固定資産税に関する経過措置を定めております。

以上が、議案第1号の説明となります。

続きまして、議案第2号「九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」をご説明いたします。

九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりまして、議会の承認を求めるものでございます。

令和6年5月23日提出。九戸村長 大久保勝彦

ページをめくっていただきまして、次のページが専決処分書でございます。条例の改正内容については、次のページに専決処分させていただきました条例を示しております。具体的な内容につきましては、その次のページの新旧対照表によりご説明申し上げます。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。まず第2条第3項では、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を「22万円」から「24万円」とするものでございます。なお、基礎課税額および介護納付金課税額の変更はありませんので、合わせますと国民健康保険税の課税限度額は、これまでより2万円増の106万円となるものでございます。

次に、第23条は、低所得者の課税負担を軽減するための軽減制度の規定であり、この規定により軽減を行った後の課税額の限度額を改正するものでございます。改正の内容は、先ほど説明いたしました第2条第3項と同じ後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を「22万円」から「24万円」とするものでございます。また、第23条第1項第2号では、「29万円」を「29万5,000円」に、さらにその次のページの第3号では、「53万5,000円」を「54万5,000円」とし、それぞれ減額の基準となる所得額を算出するに当たり、加算する額を増額するものでございます。

改正条文に戻っていただきまして、附則でございます。第1項、この条例は、令和6年4月1日から施行する。第2項、この条例による改正後の九戸村国民健康保険税条例の規定については、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしております。

議案第2号についての説明は、以上となります。

続きまして、議案第3号「過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」をご説明いたします。

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に

ついて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりまして、議会の承認を求めるものでございます。

令和 6 年 5 月 23 日提出。九戸村長 大久保勝彦

ページをめくっていただきまして、次のページが専決処分書でございます。条例の改正内容につきましては、次のページに専決処分させていただきました条例を示しておりますので、ご覧願います。

具体的な内容につきましては、過疎地域の持続的発展を支援するため、新たに製造業や旅館業など、特定の事業の用に供する固定資産を取得し事業を行う場合、その固定資産税を新たに課税となった年度から 3 年間課税免除とするもので、法令の改正によりその期間を 3 年間延長し、条例第 2 条中、「令和 6 年 3 月 31 日」までとなっていたものを「令和 9 年 3 月 31 日」までとするものでございます。

附則として、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。

議案第 3 号の説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 議案第 4 号から第 5 号までの 2 件。水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） それでは、議案第 4 号「九戸村水道事業給水条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」をご説明申し上げます。

九戸村水道事業給水条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙「専決処分書」のとおり専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

議案本文の次のページに、専決第 4 号として「専決処分書」を示しております。さらに次のページが、専決処分いたしました条例の改正条文となります。改正内容につきましては、水道法の一部改正に伴い、改正したものでございます。

具体的な内容につきましては、条例改正条文の次ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。それでは、新旧対照表をご覧願います。新旧対照表は、左側に改正前、右側に改正後の条文となっております。説明に当たりましては、右側改正後の条例番号で説明をさせていただきたいと思っております。

第 5 条第 1 項および第 37 条第 1 項第 1 号の改正についてですが、水道法による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣および環境大臣に移管されることに伴い、水道法が一部改正され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されるため、これに併せて改正するものでございます。なお、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上が改正の具体的内容でございます。

最初のページに戻っていただきまして、議案本文をご覧願います。

令和 6 年 5 月 23 日提出。九戸村長 大久保勝彦

提案理由ですが、九戸村水道事業給水条例の一部を改正する条例を令和6年3月31日専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。

議案第4号の説明は、以上となります。

続きまして、議案第5号「九戸村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」をご説明申し上げます。

九戸村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

議案本文の次のページに専決第5号として、「専決処分書」を示しております。さらに、次のページが専決処分いたしました条例改正条文となります。改正内容につきましては、水道法の一部改正に伴い、改正したものでございます。具体的な内容につきましては、条例の改正条文の次のページの新旧対照表によりご説明申し上げます。それでは、新旧対照表をご覧願います。

第4条、第1項、第6号の改正についてですが、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、水道法が一部改正され、令和6年4月1日から施行されるため、これに併せて改正するものでございます。なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。以上が改正の具体的な内容でございます。

最初のページに戻っていただきまして、議案本文をご覧願います。

令和6年5月23日提出。九戸村長 大久保勝彦

提案理由ですが、九戸村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を令和6年3月31日専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第5号の説明は、以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（桂川俊明君） 議案第6号、総務課長

○総務課長（中奥達也君） それでは、議案第6号「令和5年度九戸村一般会計補正予算(第10号)の専決処分に関し承認を求めることについて」、ご説明申し上げます。

令和5年度九戸村一般会計補正予算(第10号)につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

令和6年5月23日提出。九戸村長 大久保勝彦

ページに戻っていただきまして、専決第6号として「専決処分書」を添付しております。次のページからが、専決処分いたしました令和5年度九戸村一般会計補正予算(第10号)となりますので、ご説明申し上げます。

令和5年度九戸村一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億4,321万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,000万8,000円とするものでございます。第2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」によるものでございます。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるものでございます。

2ページから「第1表 歳入歳出予算補正」となっております。歳入でございますが、収入見込額の確定により予算額を補正しているものでございます。5ページからが歳出でございます。事業費の確定等による補正となっております。

7ページをご覧ください。「第2表 繰越明許費補正」となっております。追加といたしましては、電話システム改修事業において、庁舎電話のダイヤルインシステムを導入しようとするものでしたが、通信業者との工事可能日の調整がつかないため繰り越しとしたものでございます。また、窓口環境改善事業につきましては、事業者様から電気自動車とともに補助金の寄附を受け、庁舎2階窓口に高齢者の方など座って対応できるテーブルのほか、記帳台を備品購入しようとするものでしたが、既製品ではなく注成品であったため、資材の流通が滞ったことにより材料調達に不測の期間を要したためでございます。デマンド交通運行事業につきましては、車両の導入において、流通の停滞により年度内の納車が困難となったため繰り越しのものでございます。次に、変更としましては2件の事業で、進捗状況によりまして既定の繰越明許費の金額を変更しております。

8ページは、「第3表 地方債補正」でございます。過疎地域自立促進特別事業債ほか、5件の起債限度額について補正をしております。詳細につきましては、次のページからの歳入歳出補正予算事項別明細書にお示ししてございますので、ご覧いただきましてご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(桂川俊明君) 議案第7号から第8号までの2件。税務住民課長

○税務住民課長(野辺地利之君) それでは、議案第7号「令和5年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについて」をご説明いたします。

令和5年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めますのでございます。

令和6年5月23日提出。九戸村長 大久保勝彦

ページをめくっていただきまして、「専決処分書」を添付しております。次のページからが専決処分いたしました令和5年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)となりますので、ご説明申し上げます。

令和5年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,249万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,909万4,000円とするものでございます。第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

ページをめくっていただきまして、2ページに「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入、3ページから4ページにかけて歳出を載せてございます。歳入歳出見込額の精査および事業費の確定などにより、それぞれの予算額を補正しているものでございます。詳細につきましては、次のページからの事項別明細書にお示ししておりますので、ご覧いただきましてご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第8号「令和5年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の専決処分に関し承認を求めることについて」をご説明いたします。

令和5年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めますのでございます。

令和6年5月23日提出。九戸村長 大久保勝彦

ページをめくっていただきまして、専決処分書を添付しております。その次のページからが、専決処分いたしました令和5年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)となりますので、ご説明申し上げます。

令和5年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ81万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,326万6,000円とするものでございます。第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

ページをめくっていただきまして、2ページに「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入、そして3ページに歳出を載せてございます。歳入歳出見込額の精算および

び事業費等の確定により、それぞれの予算額を補正しているものでございます。詳細につきましては、次のページからの事項別明細書にお示ししておりますのでご覧をいただきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第7号及び議案第8号についての説明は、以上となります。

○議長（桂川俊明君） 議案第9号、教育次長

○教育次長（松浦拓志君） それでは、議案第9号「令和5年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについて」、ご説明申し上げます。

令和5年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

令和6年5月23日提出。九戸村長 大久保勝彦

次のページに、専決第9号「専決処分書」をお示ししております。それでは次のページから、専決処分いたしました令和5年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第2号)についてとなります。

ご説明いたします。令和5年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ572万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,106万7,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。以上、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日専決処分させていただいたものでございます。

2ページからが、「第1表 歳入歳出予算補正」となっております。まず歳入でございます。第1款使用料、1項索道使用料を1,290万3,000円減額いたしまして、189万1,000円としております。第2項繰入金です。1項一般会計繰入金を760万4,000円追加いたしまして、909万1,000円としております。第3款繰越金、1項繰越金を1,000円追加いたしまして、1万1,000円としております。第4款諸収入ですが、1項雑入を42万6,000円減額いたしまして、7万4,000円としております。以上、補正前の歳入合計から572万4,000円を減額いたしまして、合計1,106万7,000円としております。

続いて3ページ、歳出でございます。第1款索道費、1項索道管理費。補正前の額から572万4,000円減額いたしまして、歳出合計を歳入と同額の1,106万7,000円としているものでございます。補正内容の詳細につきましては、次ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧いただきたいと思っております。令和5年度シーズンの村営くのへスキー場の営業についてですが、積雪量が非常に少なく

営業日数は 28 日で、前年度は 51 日の営業でしたので、令和 4 年度シーズンの半分強の営業実績となっております。ナイター営業に至りましては、1 日も行いませんでした。リフトの輸送人数では、延べ 1 万 9,836 人と、前年度の輸送人数の約 39%となっております。そしてこれに連動するようなかたちで、索道使用料収入は、152 万 4,400 円と当初の見込みを大きく下回りまして、前年度の 349 万 3,800 円に対しまして半分以下の約 44%にとどまっております。こういったことから今回の専決補正につきましては、令和 5 年度シーズンの索道事業終了に伴って予算額の整理をいたしまして、歳出につきましては事業実績に合わせるかたちですべて減額補正した上で、歳入に関して一般会計からの繰入金で 760 万 4,000 円増額させていただき、使用料の減収に伴う歳入の不足分を補わせていただくといった中身となっております。

議案第 9 号の説明については、以上です。よろしくお願いたします。

○議長（桂川俊明君） 議案第 10 号から第 11 号までの 2 件。総務課長

○総務課長（中奥達也君） それでは、議案第 10 号「令和 5 年度伊保内財産区特別会計補正予算(第 3 号)の専決処分に関し承認を求めることについて」、ご説明申し上げます。

令和 5 年度伊保内財産区特別会計補正予算(第 3 号)につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

令和 6 年 5 月 23 日提出。九戸村長 大久保勝彦

ページをめくっていただきまして、専決第 10 号として「専決処分書」を添付しております。次のページからが専決処分いたしました令和 5 年度伊保内財産区特別会計補正予算(第 3 号)となりますので、ご説明申し上げます。

令和 5 年度伊保内財産区特別会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによるものでございます。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,220 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,971 万 7,000 円とするものでございます。第 2 項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

ページをめくっていただきまして、2 ページに、「第 1 表 歳入歳出予算補正」の歳入、3 ページに歳出を載せております。内容としましては、財産収入として立木売払収入があったものを財産管理資金積立金に積み立てしたものでございます。詳細につきましては、次のページからの歳入歳出予算事項別明細書にお示ししておりますので、ご覧をいただきましてご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第 11 号「損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠

償の額を定めることに関し議決を求めることについて」、ご説明申し上げます。

次のとおり損害賠償請求事件に係る和解およびこれに伴う損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、和解および損害賠償の相手方は、住所、軽米町大字晴山 26-123。氏名は、大内藏豊様。

2、和解の内容ですが、損害賠償の額は、次の3に定めるとおりとし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切異議を申し立てないとするものです。

3、損害賠償の額は、2万2,440円でございます。

4、損害賠償の原因ですが、令和6年3月10日午後2時10分ごろ、村道袖川山根線において大内藏豊様が自家用車を運転中、村道舗装面にあった深さ10センチ程度の陥没の上を走行し、後輪左タイヤがパンクしたものでございます。

令和6年5月23日提出。九戸村長 大久保勝彦

提案理由ですが、損害賠償事件に係る和解およびこれに伴う損害賠償の額を定めようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 議案第12号、産業振興課長

○産業振興課長（川原憲彦君） それでは、議案第12号「川向集落施設新築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」、説明させていただきます。

川向集落施設新築工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名 川向集落施設新築工事

2、工事場所 九戸郡九戸村大字伊保内地内

3、契約金額 7,920万円

4、請負者 所在地 岩手県二戸市福岡字中村字20番地、名称 株式会社丹野組、代表取締役社長 丹野明法でございます。

令和6年5月23日提出。九戸村長 大久保勝彦

提案理由でございますが、川向集落施設新築工事の請負契約を締結しようとするものでございます。説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（桂川俊明君） 議案第13号、総務課長

○総務課長（中奥達也君） それでは、議案第13号「令和6年度九戸村一般会計補正予算(第1号)」につきまして、ご説明申し上げます。

令和6年度九戸村一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,416万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,859万1,000円とするものでございます。第2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。

令和6年5月23日提出。九戸村長 大久保勝彦

ページをめくっていただきまして、2ページが「第1表 歳出予算補正」となります。歳入では、19款繰入金と22款村債が主な増額となっております。3ページの歳出では、2款総務費、3款民生費および4款衛生費をそれぞれ増額しております。

ページをめくっていただきまして、4ページが「第2表 地方債補正」となります。地方債の変更は、上水事業一般会計出資債を8,920万円増額し、限度額を1億90万円に変更しております。

次のページからは、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。事項別明細書の3ページをご覧ください。歳入は、15款2項1目総務費国庫補助金にマイナンバーカード等の関連事務に係る補助金として、また16款4項1目総務交付金では、定額減税に伴うシステム改修に係る交付金として、それぞれ増額しております。19款1項1目財政調整基金繰入金において、補正額2,402万1,000円を計上しております。22款1項3目の2節上水道出資債は、水道事業会計に対して出資する上水道安全対策事業出資金の財源として、8,920万円増額しております。

次に、4ページの歳出でございます。2款1項1目一般管理費におきまして、損害賠償請求に係る賠償金2万3,000円を計上しております。6目企画費の12節委託料では、通学生徒輸送業務委託料419万1,000円を新規計上しております。これは乗降客の減少から、5月いっぱいをもって二戸線の最終便を廃止する意向がバス会社から示されており、「伊保内高校の課外活動や部活動に支障が出てしまい魅力ある高校生活の妨げになるので対処してほしい」との要望を受けまして、最終便と同じ時間帯で運行させるための経費となります。同じく13節の使用料及び賃借料につきましては、伊保内高校の地域未来留学生向けの部屋数が共同住宅だけでは不足するため、1名分をふるさとの館に確保することになり、かかる経費を新規に計上しようとするものです。次に、2款2項2目賦課徴収費の12節委託料は、システム改修業務委託料として68万5,000円を計上しております。これは定額減税に伴う住民税申告システムおよび給付金システムの改修費用でございます。2款3項1目戸籍住民登録費の13節使用料及び賃借料は、番号制度関連機器賃借料として26万3,000円を計上しております。これは転入や転居により住所変更があった際、マイナンバーカードや在留カードに新しい住所を印字するため

の機器賃借料でございます。最下段になりますが、3款2項3目保育園の修繕料につきましては、伊保内保育園の漏水修繕が必要となったための増額補正となります。

5ページに移りまして、4款1項2目予防費の22節につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫補助金等の返還に伴う補正となります。次の4款3項1目23節の投資及び出資金につきましては、水道事業会計において宇堂口膜ろ過設置工事に係る国庫補助金に対する補助裏の財源として、全額水道企業債を借り入れることとしていたものを、今回、国庫補助裏の一部を一般会計出資金に財源振替しようとするものでございます。このことにより一般会計において、水道事業会計に対して出資する上水道安全対策事業出資金を、8,920万円増額補正するものでございます。

説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 議案第14号、水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） それでは、議案第14号「令和6年度九戸村水道事業会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

第1条、令和6年度九戸村水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、予算第4条本文括弧書中、「資本的収入が資本的支出に対し不足する額5,322万8,000円」を「資本的収入が資本的支出に対して不足する額5,264万1,000円」に改め、資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。既決の収入予定額の総額に、収入2,350万円を増額し、収入予定額の総額を2億6,152万1,000円とし、また既決の支出予定額の総額に支出2,291万3,000円増額し、支出予定額の総額を3億1,416万2,000円にしようとするものでございます。なお詳細につきましては、次のページ以降にお示ししております。

令和6年5月23日提出。九戸村長 大久保勝彦

ページをめくっていただきまして、2ページの予算実施計画補正(第1号)資本的収入及び支出をご覧いただきたいと思っております。まず収入ですが、12款1項1目企業債の補正予定額6,570万円の減および第5項第1目出資金の補正予定額8,920万円の増についてですが、宇堂口膜ろ過設置工事に対する国庫補助裏の財源として当初、全額水道企業債を借り入れようとしていたものを今回、国庫補助裏の2分の1相当額を一般会計出資金に財源振替しようとするものでございます。

次に支出ですが、第13款第1項第1目施設改良費の補正予定額2,291万3,000円の増についてですが、宇堂口膜ろ過設置工事の設計額が精査の結果、増額となったことに伴い、増額補正するものでございます。

水道事業会計補正予算に係る説明は、以上となります。ご審議のほどよろしく

お願い申し上げます。

- 議長（桂川俊明君）　ここで、11時20分まで休憩といたします。
休憩（午前11時06分）
-

再開（午前11時20分）

- 議長（桂川俊明君）　再開いたします。

以上で、日程第5、議案第1号「九戸村税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」から、日程第18、議案第14号「令和6年度九戸村水道事業会計補正予算(第1号)」までの議案14件について、提案理由の説明が終わりました。

◎議案第1号の質疑・討論・採決

- 議長（桂川俊明君）　これから日程第5、議案第1号「九戸村税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君）　異議なしと認めます。

従って、議案第1号「九戸村税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

◎議案第2号の質疑・討論・採決

- 議長（桂川俊明君）　日程第6、議案第2号「九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第2号「九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

◎議案第3号の質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第7、議案第3号「過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、久保えみ子議員

○2番(久保えみ子君) この議案に該当する事業所は、九戸村に何件ありますか。

○議長(桂川俊明君) 税務住民課長

○税務住民課長(野辺地利之君) この条例に該当する事業所でございますが、これは新たにそういう資産を取得して、製造業または旅館業、そういったものを行おうとする場合の課税免除の規定でございます。新たにやるということで、現在やっている方については該当になるものではございません。

○議長(桂川俊明君) よろしいですか。

(「はい、よろしいです」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第3号「過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

◎議案第4号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第8、議案第4号「九戸村水道事業給水条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、久保えみ子議員

○2番（久保えみ子君） これは確認だけですけれども。最後のページの新旧対照表ですが、37条のところに、「国道交通省令」となっているんですけれども、これは「国土」の間違いではないでしょうか。

○議長（桂川俊明君） 水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） 大変失礼しました。ご指摘のとおり、「国土交通省」でございます。

○議長（桂川俊明君） よろしいですか。

（「はい」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） ほかに、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第4号「九戸村水道事業給水条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

◎議案第5号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第9、議案第5号「九戸村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第5号「九戸村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

◎議案第6号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第10、議案第6号「令和5年度九戸村一般会計補正予算(第10号)の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第6号「令和5年度九戸村一般会計補正予算(第10号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

◎議案第7号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第11、議案第7号「令和5年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第7号「令和5年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

◎議案第8号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第12、議案第8号「令和5年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第8号「令和5年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

◎議案第9号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第13、議案第9号「令和5年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第9号「令和5年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

◎議案第10号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第14、議案第10号「令和5年度伊保内財産区特別会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、久保えみ子議員

○2番（久保えみ子君） 売り払ってそれが積立金になっているようですけれども、何か売り払わなければならないような、必要性があったのでしょうか。

○議長（桂川俊明君） 総務課長

○総務課長（中奥達也君） この立木の売り払いにつきましては、まず森林公園の展望台付近の立木の伐採がございまして、その売り払いに109万1,000円ほどの収入がございました。また、大きくは県行造林で県との土地契約が終了しまして、その立木の部分を伐採し、2分の1が配分されたことによるものでございます。それでその分が1,111万4,000円ほどの収入になっておりました。以上でございます。

○議長（桂川俊明君） よろしいですか。

（「はい、分かりました」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） ほかに、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第10号「令和5年度伊保内財産区特別会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

◎議案第11号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第15、議案第11号「損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第11号「損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第16、議案第12号「川向集落施設新築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、久保えみ子議員

○2番（久保えみ子君） このような集会場なんかを建てるときは、補助事業というのが今までにはあったと思うんですよ。そのような補助事業等を使えたのかどうかをお伺いいたします。

○議長（桂川俊明君） 産業振興課長

○産業振興課長（川原憲彦君） 今回の建設に当たっては過疎債を利用して、交付税で7割が補てんされているということになります。それで、これまでの経緯としては、農林水産省の加工施設等を使って建設を行ってきまされたけれども、今、川向集落施設については、加工施設は必要ないということで農林水産省の補助金等は考えておらず、過疎債で対応したということでございます。

○議長（桂川俊明君） よろしいですか。

（「はい」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） ほかに、ございませんか。

5番、中村國夫議員

- 5番（中村國夫君） 今回の入札についてでございますけれども、何者あったのかお知らせいただきたい。それから、入札価格についても併せてお願いしたいと思います。
- 議長（桂川俊明君） 産業振興課長
- 産業振興課長（川原憲彦君） それではまず入札業者ですけれども、管内の建築A級ということで、5者を選出してお願いをしております。また入札に当たっては、設計金額に対して、79.48%の入札率となっておりますところでございます。
- 議長（桂川俊明君） よろしいですか。
- 5番（中村國夫君） できればその金額もお知らせいただければと思います。
- 議長（桂川俊明君） 産業振興課長
- 産業振興課長（川原憲彦君） まず設計金額ですけれども、9,963万8,000円。契約金額が7,920万円ということで、契約率が79.48となっておりますところです。
- 議長（桂川俊明君） よろしいですか。
（「はい」の声あり。）
- 議長（桂川俊明君） ほかに、ございませんか。
（「なし」の声あり。）
- 議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第12号を採決いたします。
お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり。）
- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。
従って、議案第12号「川向集落施設新築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑・討論・採決

- 議長（桂川俊明君） 日程第17、議案第13号「令和6年度九戸村一般会計補正予算(第1号)」の質疑に入ります。
質疑ありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 13 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 13 号「令和 6 年度九戸村一般会計補正予算(第 1 号)」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第 18、議案第 14 号「令和 6 年度九戸村水道事業会計補正予算(第 1 号)」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9 番、保大木信子議員

○9 番（保大木信子君） ちょっとお伺いしますが、企業債は途中で借りられないということになったのでしょうか。

○議長（桂川俊明君） 水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） この経緯につきましては、当初予算では企業債全額補助金の裏の事業費の相当額を借りる予定だったんですが、企業債だと満額、当然、水道事業所で償還しなければならないんですが、一般会計から出資債を借りてもらって水道事業所に出資金として出資することによって、その出資債に対して交付税バックがあるということが判明したので、村としてはこの交付税を受けることのほうが有利だろうということで、企業債を減額して出資債のほうを増額したというものでございます。

○議長（桂川俊明君） よろしいですか。

（「はい」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） ほかに、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 14 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。
従って、議案第 14 号「令和 6 年度九戸村水道事業会計補正予算(第 1 号)」は、
原案のとおり可決されました。
-

◎閉議の宣告

- 議長（桂川俊明君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。
-

◎閉会の宣告

- 議長（桂川俊明君） 以上をもちまして、令和 6 年第 2 回九戸村議会臨時会を閉
会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会（午前 11 時 45 分）